

自習課題関係文書不存在非公開決定審査請求事案その1（番号1）

審査会の結論		実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和元年6月19日
	請求内容	<p>請求する文書は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 乙第1号証「前段」に、「自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている」とあるとおり、府立〇〇高校において当該取扱いができる根拠がわかる資料。 乙第1号証「前段」にあるとおり、府立〇〇高校において「自習時間中に生徒たちがその科目の学習をしたということを確認する必要がある」という根拠がわかる資料。 乙第1号証2頁にあるとおり、府立〇〇高校において「本校では自主的な学習ができない生徒が少なくない」という根拠がわかる資料。 乙第1号証2頁の教頭の発言にあるとおり、府立〇〇高校において自習監督が「学校の職務であるが、特定個人の職務ではない」という根拠がわかる資料。 乙第1号証2頁の教頭の発言にあるとおり、府立〇〇高校において教員が体調不良であっても授業に穴が空く場合には年次有給休暇を取得できない根拠がわかる資料。 <p style="text-align: right;">以上5件</p> <p>〇〇裁判所 平成〇〇年（〇〇）第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証を添付する。なお、本件被告は〇〇である。</p>
	実施機関の決定	<p>令和元年7月1日付け教高第2097号による不存在非公開決定。</p> <p>【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】</p> <p>本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。</p> <p>※本件決定は、請求内容1から4に係るものである。</p>
審査請求書	請求日	令和元年7月4日
	趣旨	処分の取消しを求める。当該文書の公開決定を求める。
	理由	<p>本件において請求している文書は、〇〇裁判所 平成〇〇年（〇〇）第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証において、〇〇が陳述している根拠となるものである。〇〇の職にあった者が根拠無く裁判資料を陳述することは考え難いため、不存在による非公開決定は著しく不当である。</p> <p>別紙「1」については、〇〇高校教務部において自習の規定を扱った文書が存在しているので、それを公開すること。特に、〇〇高校に限らず「自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている」としている府教委の根拠文書があればそれを公開すること。</p> <p>別紙「4」についても、〇〇高校前教頭の発言にあるとおり、〇〇高校に限らず「自習監督が『学校の職務である』」ことを明記した府教委の根拠文書を公開すること。</p>

<p>弁明書</p>	<p>1 学校の教育課程の編成及び自習について 学校教育法第 37 条 4 項「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」及び第 62 条「第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 37 条第 4 項から第 17 項まで及び第 19 項並びに第 42 条から第 44 条までの規定は、高等学校に準用する。」に基づき、自習を含め教育課程を編成することは校長の責任によるものである。</p> <p>2 本件行政文書を非公開決定した妥当性について 審査請求人が情報公開請求を行った「大阪府立〇〇高等学校において、自習でもその科目の授業をしたこととして扱うことができる根拠がわかる資料、自習時間中に生徒たちがその科目の学習をしたということを確認する必要があるという根拠がわかる資料、自主的な学習ができない生徒が少なくないという根拠がわかる資料、自習監督が学校の職務であるが、特定個人の職務ではないという根拠がわかる資料。」については、府立〇〇高等学校において、作成していないため存在しないことから、不存在による非公開決定したことは妥当である。</p> <p>なお、「府立〇〇高等学校に限らず『自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている』としている府教委の根拠文書及び「自習監督が『学校の職務である』」ことを明記した根拠文書についても、大阪府教育委員会において作成していないため存在しない。</p>
<p>判断</p>	<p>1 本件請求 1 について 学校教育法第 62 条で高等学校に準用している同法第 37 条第 4 項は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定しているところ、高等学校においては、校長の責任により教育課程が編成される。</p> <p>教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画」であり、各高等学校は、国が定めた教育課程の基準である学習指導要領に従って作成する。各高等学校で作成された教育課程は、教育課程表に取りまとめられ、いずれの学年において、どのような教科・科目を何単位取得するのかが示される。</p> <p>一方、生徒が教育課程に基づく授業を履修し、単位を取得したか否かについての評価方法の詳細は、一般に、各高等学校の内規に定められている。内規の作成は、法令等で定められているものではなく、何を定めるかは、最終的には各高等学校の判断に委ねられるところであるが、生徒の成績評価や単位認定等は進級や卒業等、生徒の身分に影響が生じ、かつ、生徒間の公平性が求められるものについては、内規に定められる傾向にある。</p> <p>本件請求 1 に係る事項は、必ずしも内規に定めなければならないものではなく、これを定めた文書が存在しないことは不合理ではない。</p> <p>2 本件請求 2 及び 3 について 第五 3 (2) イのとおり答申する。</p> <p>3 本件請求 4 について 教職員の服務については、地方公務員法第 32 条に「職員は、その職務を遂行す</p>

<p style="text-align: center;">判 断</p>	<p>るに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定められている。</p> <p>また、学校教育法第 62 条で高等学校に準用している同法第 37 条第 11 項は、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」と規定している。</p> <p>教職員の「職務」は、「校務」すなわち「学校の職務」のうち職員に与えられて果たすべき業務であり、「学校の職務」とは、高等学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての業務を指すと解される。</p> <p>週に何時間授業を行うというような教育に関する事項や、校務分掌上、その役割分担がされている事項は、教職員の職務であり、それ以外の事項に関する職務は、「学校の職務」であると整理されるものである。</p> <p>もつとも、教育現場においては、教職員等の急な休暇や生徒の対応等、突発的な事態に対応するために「学校の職務」が生じることになるが、当該職務が発生した時に教職員の誰が担うかは、教職員の授業担当の有無等の事情に鑑み、教職員同士の協議や上司の職務上の命令により決まるものであり、特定の教職員の職務としてあらかじめ定めていないことが不自然とはいえない。このことは、自習監督についても同様である。</p> <p>4 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。</p>
<p style="text-align: center;">経 過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 6 月 19 日 同月 16 日付け公開請求 ・ 同年 7 月 1 日 不存在非公開決定 ・ 同月 4 日 審査請求 ・ 同年 9 月 19 日 弁明書 ・ 同年 12 月 3 日 諮問